

東日本大震災を踏まえた緊急対策について
区民の安全・安心最優先
——平成23年度予算組替え——

平成23年3月11日に発生した我が国最大級の東日本大震災は、多くのかけがえのない尊い生命や貴重な財産が失われるという、未曾有の甚大な被害をもたらしています。港区においても地震による被害や原子力発電所の事故による浄水場からの放射性物質の検出、長引く電力不足など、大きな不安を区民が抱いている状況です。そこで、区民の安全・安心の確保を最優先とする観点から、短期集中的に災害対策等の充実・強化に緊急的に取り組みます。

区は平成23年度の区政運営に当たり、基本方針を次のように定め、緊急に具体的な対策を講じていきます。

1 基本方針

- (1) 区民の安全・安心の確保を最優先とする観点から、緊迫感を持ちながら短期集中的に災害対策等の充実・強化に緊急的に取り組みます。
- (2) 財政状況が厳しさを増すことから、基金の取り崩しはせず、臨時的な対応として、平成23年度予算計上事業を見直し、その財源を活用します。

2 具体的な取組

(1) 緊急対策

- ① 被災者、被災地の復興支援（被災による失業者の区事業での雇用創出）
- ② 大震災の影響を受けた区民及び区内事業者への支援
- ③ 大震災を踏まえた地域防災計画の見直し
- ④ 新たな防災拠点の検討
- ⑤ （仮称）防災対策総合条例の検討
- ⑥ 避難所配置の再検討と避難所機能の充実・強化
- ⑦ 帰宅困難者対策の再検討
- ⑧ 高層住宅防災対策の充実
- ⑨ 災害時要援護者対策の再構築
- ⑩ 区民が行う防災対策への助成促進
- ⑪ 職員の防災対応力の向上と災害対策本部機能の強化

(2) 平成23年度に検討

- ① 現行の基本計画の財政フレームを上限に、基本計画計上事業を1の基本方針に基づき速やかに防災機能強化の観点と施設整備の時期の観点から見直し、優先的に取り組むものと、先送りするものとに区分します。

見直し対象は施設計画全般とします。その際の判断基準は、「安全性」、「緊急性」及び「必要性」の観点とし、「子育て支援」、「高齢者支援」及び「障害者支援」は優先度の高いものとして十分配慮します。

- ② 平成23年度当初予算計上事業については、事業の前倒し実施や執行停止を含め検討します。

3 執行体制

時限的な専管組織を置くとともに、全庁的な検討体制として（仮称）大震災緊急区政運営会議を設置して取り組みます。